

国外の事例

前節までに述べた問題提起について、国外（米国・英国）で障害学生に対して行われている合理的配慮の事例について紹介する。

1. 合理的配慮についての機関間での大まかなコンセンサスの存在（米国事例）

米国には、「リハビリテーション法第504条（Section 504 of the Rehabilitation Act, 1973）」および「障害のあるアメリカ人法（Americans with Disabilities Act, ADA, 1990）」と呼ばれる差別禁止法があり、合理的配慮（reasonable accommodations）の義務を規定している。合理的配慮が提供されないことは、障害者への差別となり、罰則の対象にもなる。しかし、合理的配慮概念の性質上、その配慮内容の詳細について、法文内に明示された規定はない。合理的配慮の考え方では、特定の場面で求められる「本質的な機能」に関わらない部分で、障害当事者が持つ障害から生じる困難への配慮を提供する必要があるとされる。また同時に、合理的配慮を受ける障害者は、「有資格の（qualified）」障害者（＝本質的な機能を果たすことができる障害者）である必要があるとしている。試験に関して言えば、試験で評価されている本質的な能力に関わらない部分について、配慮（支援技術の利用や施設の改修またはその代替手段の提供、ルールの変更）を提供する義務があることを意味する。さらに、配慮を提供する機関に過度な負担が生じないように考慮する必要もある。

個別の具体的な状況によって配慮の合理性は変化する。またその個別状況における配慮は、提供者にとって過度な負担とならない範囲で提供される。したがってすべてのパターンにおいて共通した正解はない。しかし、高等教育への入試における合理的配慮に関しては、ある程度、経験や実践から構築された暗黙の合意がある。以下に紹介する資料や論文では、一般的に高等教育機関において提供されている合理的配慮やその他のサービスが挙げられている。

a) Working Together: Faculty and Students with Disabilities

<http://www.washington.edu/doi/Brochures/Academics/teachers.html>

大学における教員および学生に対する一般的な配慮の内容を解説した文書。一般的配慮のリストに「テストにおける配慮」が明記されている。

b) Christ, T. W., & Stodden, R. (2005). Advantages of developing survey constructs when comparing educational supports offered to students with disabilities in postsecondary education. *Journal of Vocational Rehabilitation*, 22, 23-31.

米国内の高等教育機関において提供されている障害学生支援サービスについて1999年と2001年に行われた全国調査の分析。下位項目については示されていないが、「テストにおける配慮」は、すべてのサービスにおいて最も提供される割合が大きい。

c) Michaels, C. A., Prezant, F. P., Morabito, S.M. et al. (2002) Assistive and instructional technology for college students with disabilities: A national snapshot of postsecondary service providers. *Journal of Special Education Technology*, 17, 5-14.

米国の高等教育機関において障害学生に提供されている支援技術（米国や英国では合理的配慮の実装として提供されることが多い）の全国調査。26種類の支援技術機器リスト中、学内で利用可能と回答された機器の上位5件は「ス

キャナ」「TTY/TDD（聴覚障害者向けテキスト会話装置）」「スクリーンリーダー・テキスト音声読み上げソフトウェア」「画面拡大装置」「録音装置」。

- d) Mull, C. A. & Sitlington, P. L. (2003) The Role of Technology in the Transition to Postsecondary Education of Students with Learning Disabilities. A Review of the Literature. *Journal of Special Education*, 37, 26-32.

学習障害のある学生が高等教育過程へ移行する際に役立つ支援機器や技術についてのレビュー。音声読み上げソフトウェアや、概念マッピングソフトウェア、録音装置、ワードプロセッサ、スペルチェッカー、音声入力、時間管理機器・ソフトウェア、ノイズを遮断するヘッドフォン、パーティションなど支援技術としての多様な製品とその役割について解説されている。

2. 各機関における配慮内容についてのポリシーの公開（米国，英国事例）

上記1の合理的配慮やサービス提供についての経験的な合意に加えて、高等教育の各機関は、それぞれの機関の事情に応じて、試験に対する配慮の提供に関するポリシーを公開している。各機関は、主に障害学生支援オフィス（Disability services Office, DSS：名称は機関によって多少異なる）のウェブサイトにおいて、可能な配慮を公開された形で明記している。また、入学試験のページには、障害者への配慮提供についての問い合わせ先として、DSSの連絡先が併記されている。

ウェブサイトに告知された障害学生支援の内容

大学の事例

以下の両大学のページにおいて、試験での配慮（test accommodations）の提供について明記されている

- 1) The University of Washington Disability Resources for Students Office

ワシントン大学・障害学生支援オフィス <http://www.washington.edu/students/drs/>

- 2) The University of Montana Disability Service for Students

モンタナ大学・障害学生支援オフィスによる配慮 <http://life.umt.edu/dss/name/accomlist>

学力試験の事例

a) SAT Services for Students with Disabilities

米国大学進学適性テスト・障害学生サービス

<http://www.collegeboard.com/ssd/student/index.html>

b) SAT Test Accommodations

米国大学進学適性テスト・試験における配慮

<http://professionals.collegeboard.com/testing/sat-reasoning/register/accomodations>

c) ACT Policy for Documentation to Support Requests for Test Accommodations

米国大学入学学力テスト・テストへの配慮要求に対するポリシー

<http://www.act.org/aap/disab/policy.html>

d) GCE (General Certificate of Education) Access Arrangements, Reasonable Adjustments and Special Consideration 2009-2010

英国一般教育証明試験・アクセシビリティのための調整、合理的調整、特別配慮 2009-2010

http://www.jcq.org.uk/exams_office/access_arrangements/regulationsandguidance/

上記の公開されたウェブサイトでは、多様な障害のある受験生に対して、どのような配慮が提供されうるか、利用可能な配慮について詳細なメニューが提示されている。以下に、例として (d) の資料中に挙げられている配慮メニューを紹介する。資料中には、以下のさまざまな配慮がどのような状況で認められるか、または認められないかについて、具体的な適用事例を添えた上で詳述されている。

配慮メニュー詳細

- 1.25倍の時間延長
- 2倍の時間延長
- 2倍以上の時間延長
- 監視つき休憩
- 代読者、またはコンピュータによる音声読み上げ
- 音読（問題文などを声を出して読むことを許可する）
- 代筆者、または音声入力システム
- ワードプロセッサ
- 転写（筆記が非常にわかりにくく文字を書く受験生の文字を転写する、等）
- プロンプター（時間間隔の把握が難しい受験生に時間を促す、等）
- 口頭での言語の言い換え（ろう者や言語障害者に対するサポート）
- 実際の話者による事前録音された試験内容の読み上げ（口話法のため）
- 手話通訳
- 動作の補助（肢体不自由や麻痺のサポート）
- 点字タイプライターの使用
- 色の呼称（色覚障害のサポート）
- 色つきシートの使用
- 色つき用紙・大きな用紙の使用
- テスト問題の早期開示（読み上げソフトや手話通訳等の配慮のため）
- 別室受験
- 拡大読書器、OCRスキャナ、その他拡大表示装置
- 一時的な怪我や病気への配慮

（以上、一部省略）

3. 合理的配慮の相談機関としてのDSSの存在

DSSからは、合理的配慮を求める学生に対する専門のスタッフによるコンサルティングやコーディネートが提供される。高等教育への進学を目指す障害学生が、そこでどのような支援や配慮を受けられるのかについての相談機関としての役割を果たしている²。しかし、米国におけるIDEA³（Individuals with Disabilities Education Act, 個別障害者教育法, 1997）に基づくIEP（Individualized Educational Plan, 個別教育計画）のように、多様な障害のある学生に対して、個別のアセスメントに基づいて、支援技術を含めた合理的配慮の導入を選択肢に加えた上で、個別教育計画を作成することが教育現場に根付いている。そのため、すでに高校段階までには、特定の障害学生の学習や試験の場面で、どのような配慮を行うかは構築されている場合が多く、またそれが大学入試における配慮の根拠ともなるという点で、日本とは状況が異なる。

²ただし、支援の専門スタッフは、医療的なアセスメントや診断についての専門性や資格を持っているわけではない。そのため障害のアセスメント・診断の実施にその機関が応じることができない場合は、適切な問い合わせ先をDSSが紹介する場合がある。診断について、合理的配慮の提供主となる機関は障害学生に対して、合理的配慮提供の根拠として医療的な情報を求めることができる（法的根拠がある）。しかし、それは障害が外見からわかりにくいなど必要に応じてのことであり、医療的診断等の障害認定を、障害当事者が期間に対し、必ず書面により提出しなければならないと定められてはいない。試験における配慮の要望を障害学生が行う場合も、学校での状況説明や専門家による診断文書の提出が必須ではない。しかし、例えばSATなどCollege Boardの実施する学力テストに配慮を要望する場合は、必要に応じてCollege Boardが学校やその他の専門家に障害についての情報開示の許可を与える同意書を、保護者と本人がCollege Boardに提出する必要がある。

³ <http://www.nichcy.org/Laws/IDEA/Documents/PL108-446.pdf>